

育児・介護休業規程等チェックリスト

企業名：

条 文	規定の 適 否	摘 要
1 育児休業制度		
(1) 子が1歳に達する日までの休業規定の記載	<input type="checkbox"/>	社内規定第 条 項 号により確認
(2) 子が1歳2か月に達する日まで育児休業規定（パパママ育休プラス）の記載	<input type="checkbox"/>	社内規定第 条 項 号により確認
(3) 子が1歳6か月に達する日までの休業延長規定の記載	<input type="checkbox"/>	社内規定第 条 項 号により確認
(4) 子が2歳に達する日までの休業再延長規定の記載	<input type="checkbox"/>	社内規定第 条 項 号により確認
(5) 子が1歳に達する日までの休業は1子につき2回まで分割取得	<input type="checkbox"/>	社内規定第 条 項 号により確認
2 出生時育児休業（産後パパ育休）		
(1) 子の出生後8週間以内に4週間までの休業規定の記載	<input type="checkbox"/>	社内規定第 条 項 号により確認
(2) 1子につき2回まで分割取得	<input type="checkbox"/>	社内規定第 条 項 号により確認
3 介護休業制度		
(1) 同居・扶養していない祖父母、兄弟姉妹、又は孫も介護休業の対象	<input type="checkbox"/>	社内規定第 条 項 号により確認
(2) 介護短時間勤務と通算しない ※「介護短時間勤務をした場合はその日を控除して」、「介護短時間勤務と通算して」は違法	<input type="checkbox"/>	社内規定第 条 項 号により確認
4 育児休暇制度（子の看護等休暇）		
(1) 小学校3年生修了までの子を養育する従業員が対象	<input type="checkbox"/>	社内規定第 条 項 号により確認
(2) 時間単位で取得可能	<input type="checkbox"/>	社内規定第 条 項 号により確認
(3) 病気・けが、予防接種・健康診断、感染症に伴う学級閉鎖、入園（入学）・卒園式等 対象の明記	<input type="checkbox"/>	社内規定第 条 項 号により確認
5 介護休暇制度		
(1) 時間単位で取得可能	<input type="checkbox"/>	社内規定第 条 項 号により確認
6 所定外労働の制限		
(1) 小学校就学前の子を養育・要介護状態のある対象家族がいる従業員が対象	<input type="checkbox"/>	社内規定第 条 項 号により確認
7 時間外労働の制限		
(1) 小学校就学前の子・要介護状態のある対象家族がいる従業員が対象	<input type="checkbox"/>	社内規定第 条 項 号により確認
8 深夜業の制限		
(1) 小学校就学前の子・要介護状態のある対象家族がいる従業員が対象	<input type="checkbox"/>	社内規定第 条 項 号により確認
(2) 午後10時から午前5時まで（深夜）の労働制限の記載	<input type="checkbox"/>	社内規定第 条 項 号により確認
9 短時間勤務等の措置		
(1) 育児		
① 3歳に満たない子を養育している従業員が対象	<input type="checkbox"/>	社内規定第 条 項 号により確認
② 短時間の勤務時間（6時間）の記載又は代替措置（テレワーク等）の記載	<input type="checkbox"/>	社内規定第 条 項 号により確認
③ 1歳未満の子を養育する労働者で育休をしていないものへの措置の記載	<input type="checkbox"/>	社内規定第 条 項 号により確認
(2) 介護		
① 要介護状態にある対象家族を介護している従業員が対象	<input type="checkbox"/>	社内規定第 条 項 号により確認
② 短時間勤務制度、フレックス制、始業・終業時刻の繰上げ、テレワーク等の制度措 置の記載	<input type="checkbox"/>	社内規定第 条 項 号により確認
③ 利用開始の日から「3年の間で2回まで」の範囲内で利用可能	<input type="checkbox"/>	社内規定第 条 項 号により確認
④ 介護休業と通算しない ※「介護休業を取得した場合はその日数を控除して」、「介護休業と通算して」は違法	<input type="checkbox"/>	社内規定第 条 項 号により確認
10 3歳から小学校就学前の子を養育する労働者等への措置		
(1) 始業時刻等の変更、テレワーク等（10日/月）、保育施設の設定運営等、子の看護休 暇等を除く新たな休暇の付与（10日/年、時間単位で取得可能）、短時間勤務制度の中 から2つ以上の制度措置の記載	<input type="checkbox"/>	社内規定第 条 項 号により確認
11 育児・介護休業等に関するハラスメントの防止		
(1) 禁止行為の明記	<input type="checkbox"/>	社内規定第 条 項 号により確認
(2) 懲戒処分等の明記	<input type="checkbox"/>	社内規定第 条 項 号により確認
(3) 相談、苦情への体制整備の明記、又は「ハラスメントは許しません！」のチラシ作成	<input type="checkbox"/>	社内規定第 条 項 号により確認
12 育児休業に関する相談体制の整備		
(1) 制度の取得に関する窓口の設置、又は「取得促進方針周知」のチラシ作成	<input type="checkbox"/>	社内規定第 条 項 号により確認
13 介護休業・両立支援等に関する相談体制の整備		
(1) 制度の取得、利用に関する窓口の設置、又は「取得・利用促進方針周知」のチラシ作成	<input type="checkbox"/>	社内規定第 条 項 号により確認